

別表2-2 [8の(1)②、(2)②ア・イの保育所部分に係る施設整備事業：定額(1/2相当)]
 [8の(2)①ア、②ア・ウの教育部分に係る施設整備事業：定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本体工事費		基準額(1施設当たり)	
		標準	都市部
定員20名以下		64,300	70,800
定員21～30名		67,500	74,200
定員31～40名		78,300	86,300
定員41～70名		89,500	98,400
定員71～100名		116,200	127,800
定員101～130名		139,800	153,700
定員131～160名		161,800	177,900
定員161～190名		183,900	202,200
定員191～220名		204,300	224,800
定員221～250名		226,300	249,100
定員251名以上		251,600	276,600
特殊附帯工事		9,680	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下		33	
定員21～30名		24	
定員31～40名		20	
定員41～70名		17	
定員71～100名		14	
定員101～130名		11	
定員131～160名		11	
定員161名以上		10	
土地借料加算		14,200	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))		28,100	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算		標準 2,070	都市部 2,340
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))		標準 9,130	都市部 10,040

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

単位：千円

別表2-2 [8の(1)②及び(2)②ア・イの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
 [8の(2)①ア、②ア・ウの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,288	1,417	1,700	1,871
定員21～30名	1,460	1,608	1,929	2,123
定員31～40名	1,948	2,143	2,572	2,831
定員41～70名	2,451	2,698	3,237	3,562
定員71～100名	3,459	3,804	4,567	5,022
定員101～130名	4,152	4,567	5,479	6,028
定員131～160名	5,190	5,710	6,851	7,537
定員161～190名	6,228	6,852	8,223	9,044
定員191～220名	7,266	7,993	9,591	10,552
定員221～250名	8,305	9,136	10,962	12,060
定員251名以上	9,343	10,278	12,334	13,568

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,295	2,525	3,028	3,333
定員21～30名	2,803	3,082	3,698	4,069
定員31～40名	3,396	3,735	4,483	4,931
定員41～70名	4,717	5,190	6,228	6,851
定員71～100名	7,078	7,786	9,342	10,277
定員101～130名	8,494	9,343	11,212	12,334
定員131～160名	10,618	11,682	14,017	15,418
定員161～190名	11,609	12,771	15,324	16,857
定員191～220名	13,544	14,899	17,880	19,666
定員221～250名	15,480	17,028	20,434	22,477
定員251名以上	17,415	19,156	22,987	25,288

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。